

碧南市協働のまちづくりに関する基本条例（案）パブリックコメント実施結果

10月1日～31日まで実施しました、パブリックコメントに寄せられたご意見と市の考え方については、以下のとおりです。

No.	意見の内容	市の考え方
1	<p>地域には「町のために何かをしたい」と思っている人がたくさんいるが、きっかけが無く、ただ思うだけで終わっている。</p> <p>この条例は地域の人何かをするための良いきっかけになると思われ、1日も早い条例施行を望む。</p> <p>「何かしたい」と思っている人が活動できるようになれば満足感を得られ、行政も満足できる良い関係が築ける。</p> <p>市の活動として「あいさつ運動」に取り組むと、あいさつ→仲良くなる→協働ができるということにつながるのではないか。</p>	<p>本条例は、市民と行政が一緒になって（協働して）より良い碧南市を作っていく際の基本的なルールを定めています。</p> <p>本条例が市民の皆様にとって、地域で何かを始めるきっかけになることを期待しています。</p> <p>本条例の施行後は、市でも、条例に規定された行政の役割責務を果たし、「何かしたい」と考えている市民を積極的に応援、支援していきたいと考えています。</p>
2	<p>第3条で「最大限に尊重」として、この条例を国における憲法と同等に位置付けることは、条例に強制力を持たせるように解釈できる。</p> <p>「最大限」との文言は削除すべき。</p>	<p>本条例を市民と行政とが協働でまちづくりを行う上での基本ルールとしていることから、まちづくりに関する様々な事業は、その目的の範囲内で、本条例の理念を尊重すべきものと規定しています。</p> <p>日本国憲法第94条では、「地方公共団体は法律の範囲内で条例を制定できる」と規定しており、本条例が「最大限に尊重」されるものであったとしても、他の法令の範囲を逸脱するものではありません。</p>
3	<p>第4条(1)において、「国籍にかかわらず」とある。</p> <p>税金（公金）の用途を決める過程に外国籍住民が参加することは、内政干渉につながり、碧南市を良くするための条例が、国籍を限定しないことで、外国籍住民の権利、利益の拡大につながることに懸念される。</p> <p>第2条(1)にある「市民」は、「日本国籍を有する者」と明記すべき。</p>	<p>本条例に規定する「まちづくり」の中には、他の法令等において外国籍住民の権利が制限されているものも含まれますが、本条の規定は、その範囲を逸脱するものではありません。</p> <p>本条は、まちづくりや地域の課題解決のために、地域に関わるあらゆる立場の市民が「対等な立場」で連携、協力することを求める規定であり、特定の個人、団体の権利、利益を助長するものではありません。</p>

コメント件数 2件 3項目